

[論文]

在日朝鮮人入所者における出入国管理体制と祖国分断

金 貴粉（国立ハンセン病資料館）

はじめに

一九五十年六月二十五日、朝鮮動乱起こる。毎年六月二十五日は藤楓協会主催の「ハンセン病を正しく理解する集い」が開かれ啓蒙をはかっているが、在日同胞には祖国が二つに分断された悲しい日となった。祖国の分断は狭い療園にもさまざまな波紋を起こした。思想的な対立は前から表れていたが、会員数の多い所では会の分裂にまで発展した。狭い療園で同じ民族が反目することは日本人療友に對しても恥しい（ママ）ことであったが、後に和解して全支部の同胞組織が同盟に一本化された。^{（1）}

これは、多磨全生園入所者であった金相権が、1983年にその著「雑草の如くに」に記した言葉である。金のいう6月25日は、ハンセン病の予防に携わった貞明皇后の誕生日であり、それに由来して毎年6月25日を含む一週間が「ハンセン病を正しく理解する週間」となっている。しかし、金にとっては、くしくも朝鮮戦争の勃発と、祖国分断を思わざるを得ない日となっていることがわかる。祖国分断は、「狭い療園にもさまざまな波紋を起こし」、療養所内の在日朝鮮人入所者らの対立にまで発展することとなった。

2020年は朝鮮戦争から70年目を数える。1950年6月25日、北朝鮮人民軍が38度線を越えて南に進撃はじめ、占領下にあった日本社会も臨戦態勢ともいべき緊張におおわれた。戦争は、警察予備隊の創設など日本の再軍備を促し、日本国内は朝鮮戦争の兵站基地と化した。在日米軍の立川、横田、厚木、伊丹、板付などの各飛行場から爆撃機や戦闘機が出撃し、再稼動した軍需工場から武器・弾薬が朝鮮半島の最前線に送られた^{（2）}。

朝鮮戦争は、東西冷戦対立が大きく起因しており、その犠牲者は、朝鮮人だけでも民間人を含め300万以上を数えた。米軍4万名、中国軍約100万も数え、戦後東アジアの秩序形成に多大な影響を与えたといえるほど、重要な出来事であった。一方、日本にとって戦争の勃発は特需景気という空前の活況をもたらし、1949年来の不況にあった日本経済を大きく立て直すことにつながった。米軍の発注による特需は輸出商品全体の24%を占め、1960年代の高度経済成長の基礎を築いたのである。

そうした節目の年である今、改めてハンセン病療養所における在日朝鮮人入所者にとっての日本の植民地支配からの解放と祖国分断がいかなるものであったか、また出入国管理体制によってどのように彼ら、彼らの生き方に制限がかけられていったのかという点について考察していく。

1. 在日朝鮮人入所者の「解放」と出入国管理体制

1) 外国人登録証への反発

在日朝鮮人入所者たちにとって、日本の植民地支配からの「解放」は、日本に暮らす多くの朝鮮人たち同様、大きな喜びであった。しかし戦後登場した外国人登録令や出入国管理令によって、その喜びは長くは続かなかった。在日年数が長く、帰国しても既に生活基盤のない者にとって、新たに設けられた二つの法令は、不安な生活を強いる要因となった。それは、多磨全生園の入所者自治会史『俱会一処』にも「ハンセン病療養所に入所している在日朝鮮人にとって戦後数多くの問題が起きたが、なかでも出入国管理令による「らい患者の強制送還」と、祖国の分裂による一時的な思

（1） 金相権「雑草の如くに」（トライジの詩編集委員会『トライジの詩』、皓星社、1987年）44頁。『喊声』第5号、（七四書房、1983年）からの再掲載。

（2） 水野直樹、文京洙『在日朝鮮人 歴史と現在』（岩波書店、2015年）121頁。

想対立、永住権申請などがもっとも切実な問題であった。」⁽³⁾と記されている通りである。

外国人に対する管理は、戦後初の登録制度として1946年3月13日付の厚生・内務・司法省令1号によって実施された。この時はまだ、帰国希望の調査が全面に出されていた。

その1年後、1947年5月2日には、後の「外国人登録法」の前身というべき「外国人登録令」（以後「外登令」とする）がポツダム勅令207号として公布された。この「外登令」にはすでに、切替申請制度と指紋制度を除き、常時携帯義務、重罰規定などが全て含まれていた。サンフランシスコ条約以前で、在日朝鮮人の最終的な法的地位が確定していない時期だったが、第11条において「台湾人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」とし、一律に「外登令」の適用対象と規定されたのである⁽⁴⁾。

このことについて、当時、療養所における在日朝鮮人たちは次のような反応を示している。

在日朝鮮人入所者の金相権は、「療養所の中でも申告をして外国人登録証明書が交付されたが、これについては『戦時中の協和会手帳の再現だ』と警戒の声も強く、賛否両論どこでも盛んな論議が交わされた。」⁽⁵⁾と述べる。

また、菊池恵楓園内の在日朝鮮人団体である「友愛会」が1968年に刊行した『友愛会二十年史』からも、以下のように、外国人登録証明書に対して反対意見が多数を占めていたことがわかる。同書には次のように書かれている。

「外国人登録証明書」申告について、園当局の戸籍係より連絡を受け、役員会で論議が展開された。初めは申告する必要ない、という意見が強く多数を占めていたが、数回にわたって討議を重ねていくうち、「日本政府のことだから、後になっ

て法律を無視した理由でもって、どんな無法な措置に出ないともかぎらない。不本意でも自分たちの位置を考えてやっておいた方が一番無難だ」という結論に達し、しぶしぶ受けたことにしたという⁽⁶⁾。

また、外国人登録証明書は本人の携帯所持が義務付けられていたにも関わらず、「癩予防法」によって隔離政策がとられていたため療養所で一括保管し、証明書を個人には渡していない。事実上、「癩予防法」を盾に外出制限をかけるための手段となっていた⁽⁷⁾。菊池恵楓園の朝鮮人たちは、そうした態度をとる療養所側に対し、外国人登録証明書に記載されていた注意事項第一項「この証明書は常に携帯し、官憲の要求がある場合は提示しなければならない」を逆手に取り、それぞれの手に渡してもらったという⁽⁸⁾。このように朝鮮人たちは解放後に現れた外国人登録証に対して、自分たちを厳しく規制こそすれ、守ってくれるものであるなどとは一切考えていない。梶村秀樹も、個人の権利確認よりも治安維持のためのものであったことを鋭く指摘している⁽⁹⁾。「外国人登録」の義務化は、在日朝鮮人ハンセン病患者の権利確認のためのものではなく、事実、各療養所の朝鮮人管理や治安維持の手段ともなっていくのである。

2) ハンセン病患者への強制退去に関する記載

1951年10月4日の公布された出入国管理令の第24条には、日本国外へ強制退去させることができる外国人として「らい予防法の適用を受けているらい患者」と記載されていた。これに対し、多磨全生園の金哲元他77名が、強制送還をしないよう厚生省を始めとする関係諸機関に連名で嘆願書を送った⁽¹⁰⁾。ここでハンセン病患者への強制送還という大きな問題が新たに浮上してきたのである。

また、菊池恵楓園の朝鮮人団体「友愛会」代表・

(3) 多磨全生園患者自治会編『俱会一処』（一光社、1979年）243頁。

(4) 『官報』（号外、1947年5月2日）。

(5) 前掲、金相権「雑草の如くに」。

(6) 『友愛会二十年史』（友愛会、1968年1月30日）44頁。

(7) 前掲、金相権「雑草の如くに」。

(8) 前掲、『友愛会二十年史』44頁。

(9) 梶村秀樹『在日朝鮮人論』（明石書店、1993年）277-288頁。

(10) 前掲、『友愛会二十年史』45頁。

文吉秀宛に、多磨全生園の金哲元から同様の嘆願書を出すように求める文書が送られた。「友愛会」ではそれに対し、意見をはかるため総会にかけたところ、自分たち自身の重大な問題であるから、友園同胞に呼応して抗議書を出すべきだという意見が圧倒的に強く、抗議嘆願書を関係諸機関に送付した⁽¹¹⁾。その中には、祖国を植民地化された者の悲痛な叫びが読み取れる。

過去私たちが渡航して来るに当り、やむにやまれぬ事情と、また日本軍国主義の政策にもとづき、徴兵、徴用等で渡航して来ていることは明白な事実であり、はからずも不幸なる病に仆れた者を強制送還するとはあまりにも無慈悲な仕打ちであり、また今日、祖国の内乱の真最中に私たち韓国人を強制的に退去させるような政令を立案することに、誠に遺憾極まりなく思うのであります⁽¹²⁾。

その後、1952年2月26日、参議院の外務委員会において事務局常任委員会専門員・久保田寛一郎による質問で朝鮮人ハンセン病患者の「強制退去」規程について審議されることになった。

専門員（久保田寛一郎）発言

請願第六百号、韓国人のらい患者療養に関する請願でございまして、東京都北多磨郡の東村山全生園の金哲元氏外77名の請願であります。紹介議員は赤松常子先生であります。趣旨は、政令第319号出入国管理令によれば、その第24條に「らい予防法の適用を受けているらい患者」に対し、本邦からの退去を強制できる規定になっておるけれども、韓国人のらい患者にとっては、この強制退去は死を意味するものでありますからして、どうか日韓両国の過去と将来の関係による、深い理解の下に、また崇高な人類愛によって、心配なくらい患者が療養できるようにして頂きたいと

いう趣旨でございます。

政府委員（石原幹市郎）発言

この問題は、只今のところでは登録令違反者とそれから帰国希望者を熊本の恵楓園に収容しまして、送還船のある都度隔離病室を作つて送還しておるわけであります。今後の措置といたしましても、永久にこれを日本で厚生当局その他と十分今後も協議いたしまして、又日韓会談等の際にもこれらの問題を協議いたしまして、人道上悖らないような措置を講じて行きたいと、かように考えております⁽¹³⁾。

以上のように、朝鮮人たちはハンセン病患者であるということだけで強制退去の対象にはならないこととなった。しかし、政府委員・石原幹市郎の発言にもあるように、登録令違反者をその「罪名」を盾に強制送還されることは可能となったのである。さらに日本によるこうした「取締り」は、その運用によって朝鮮人を二分し、日本にとって好ましくない者を強制送還という手段で一掃しようとした。

それは1952年4月22日に行われた外務・法務連合委員会においても端的に見てとることができる。

同委員会委員・羽仁五郎から、出入国管理令第24条について質問が出された。それに対し、政府委員・鈴木政勝は、「終戦前から日本に在住していた者については一般の外国人同様に扱うわけにはいかない」としながらも、その運用方法について、「以前から日本におった人たちで、この癪患者になっておる人たちのうちで、特に癪の療養所で乱暴狼藉を働くというような、特別に秩序を紊すとか、癪であるという以外に害毒を特別に起こしておられるという人に対しては、やはり帰つて頂くよりほかないという考え方でおります」⁽¹⁴⁾と述べた。

(11) 前掲、『友愛会二十年史』46頁。

(12) 前掲、『友愛会二十年史』47頁。

(13) 『参議院外務委員会会議録第六号』1952年2月26日。

(14) 『外務・法務連合委員会会議録第四号』1952年4月22日。

1946年3月、マッカーサー司令部の指示により、計画輸送のための引き揚げ希望者の登録がおこなわれたが、日本のハンセン病療養所に住む朝鮮人患者の中にも、地方官庁が中心となって朝鮮人帰還を始めた頃、無許可でありながらも園を飛び出し、帰国した者がいた⁽¹⁵⁾。しかし、実際に計画輸送が始まる1946年4月頃から、一般の朝鮮人たちの帰国熱がしだいに冷め、1950年6月の朝鮮戦争に至るまで、一旦帰国した朝鮮人の日本への逆流（密航）と強制送還とが繰り返された⁽¹⁶⁾。実際に1950年の最初の4ヵ月の内に、日本から送還される者の数よりも、戻ってくる者の数が上回った⁽¹⁷⁾ことと同調するように、ハンセン病療養所内の朝鮮人たちも帰国する者はそれほど多くなかったとされる⁽¹⁸⁾。

解放は、患者たちにとって、日本に暮らす多くの朝鮮人たち同様、大きな喜びであった。しかしそれは同時に、ハンセン病のため、再度にわたる家族との離散を強いるものであった⁽¹⁹⁾。

栗生楽泉園に住む金夏日氏の場合、解放後、先に帰国した兄が家族に対して引き揚げを勧めたが、発病によってただ一人日本に残る息子・夏日氏のため、父親は日本にとどまることを決意。母親は兄とともに帰国し、一家は離散することになった⁽²⁰⁾。

また多磨全生園に住む金奉玉氏の場合も、1947年に自分のために日本に残る母親以外、家族全員が朝鮮に引き揚げるとの連絡を受けたという⁽²¹⁾。

そもそも1946年の段階で在日朝鮮人ハンセン病患者が敗戦後朝鮮に引き揚げることについて、総司令部は禁止の措置をとっていることからも⁽²²⁾、ハンセン病患者たちは常に不安定な立場に置かれ、その生き方そのものが歴史の激流の中で大きく翻弄されていったことがわかるのである。

2. 祖国分断と朝鮮人入所者

1) 祖国分断による入所者同士の思想対立

前述した通り、『俱会一処』には、戦後起こったハンセン病療養所に住む在日朝鮮人の問題の中でも辛く忘れられないこととして、出入国管理令による「らい患者の強制送還」だけではなく、「祖国の分断による一時的な思想対立」があげられている。

1945年8月15日の日本による植民地支配からの解放の喜びもつかの間、祖国朝鮮では1948年にそれぞれ朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国という分断国家として成立することとなってしまった。そしてその南北対立が決定的となったのが、1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争であった。南北に分断してしまった祖国を異国の療養所から見ていた在日入所者の反応はいかなるものであったか。菊池恵楓園の在日入所者組織である友愛会から発行された『友愛会二十年史』には次のように記されている。

6月25日、本国に戦乱が発した悲しい年である。そして、この本国の戦乱が療養所の同胞間に大きな喧嘩をひきおこした。戦乱が発生する以前から、個人の思想は分裂していた。しかし、みんなが療養所という環境を考えて、それを集団的に表面化することを好まず、とにかく「朝鮮人会」にまとまっていた。ところが普段から仲良しであった某と某が、北と南に分れて是非論をやっているうちに、思想的感情が爆発して、傷害事件となり、患者自治会の保安問題にまでなった。問題は個人対個人のことであったが、思想的感情が含まれていたので、朝鮮人患者同士が真っ二つに別れ、死傷者が出んともかぎらない騒ぎにまで

(15) 前掲、『友愛会二十年史』35頁。熊本県にある菊池恵楓園では、病状が軽い者の中にはわれ先に手荷物をまとめて療養所を無許可で飛び出し、一般の朝鮮人に交じって帰国してしまった者もいたとある。

(16) 姜在彦「『在日』百年の歴史」（『環』11号、2002年10月）157頁。

(17) 松本邦彦『GHQ日本占領史16 外国人の取り扱い』（日本図書センター、1996年）40頁。

(18) 戦前から群馬県栗生楽泉園等に入所している金相權氏からの聞き取り。2009年5月15日。

(19) 拙稿「解放後における在日朝鮮人ハンセン病患者の「位置」－1945年から1950年代を中心にして－」（『クアドランテ』第9号、東京外国語大学海外事情研究所、2007年）。

(20) 金夏日『点字と共に』（皓星社、2003年）。

(21) 金奉玉「回想・大阪に生きたウリオモニ」（『在日朝鮮人史研究』第34集、2004年10月）13頁。

(22) 1946年1月19日SCAPIN・627「らい患者の引揚」。

発展する雲ゆきと恐れが充分あった。それを自治会保安部も見ぬき、重視して、朝鮮人会役員らと協議した結果、その解決策を朝鮮人会に一任せた。その役を引受けた朝鮮人会役員は、二人とも思想的にちがっていても、朝鮮人に対する思いやりや、会に対して熱意をもっていた人であったのを幸いに、役員とともによく話し合ったところ、二人とも自己を反省して、役員の言い分を聞き入れてくれ、幸い警察沙汰に至らず円満解決をみた⁽²³⁾。

日本国内の朝鮮人においても分断が深まったように、療養所内にもその分断が持ち込まれることとなった。

1959年12月に全国のハンセン病療養所に入所する朝鮮人組織である「在日朝鮮人・韓国人ハンセン氏病患者同盟」(以後「同盟」)が結成された後、各園の朝鮮人入所者は「ハンセン病を患った同胞700人の親睦をはかり、国民年金法施行以来強いられてきた民族的、経済的差別に対し、自らの生活と福祉を守るために団結し、統一した運動を進めるため」に努力を重ねてきた。

しかし、前述したようにいくつかの療養所では「祖国の分断による一時的な思想対立」が起こってしまったのである。

1961年5月20日に出された『在日朝鮮人ハンセン氏病患者同盟支部報』(以下『同盟支部報』)第1号には、委員長星政治による記述が次のように掲載されている。

・・・いまだ同盟に加入していない同胞には熱意をもって説得に当たってほしいのであります。そして光明園の韓国互助会、愛生の同志会、また(菊池)恵楓園にもそれらしき団体があるやに聞きますが、こうした団体にもお互いに密なる文通をして頂きたいのです。たとえ、主義主張が違うにしても、我々は血を分けた同じ民族ですし、現状下の生活に対

する不満は同じだろうと思います。ですから、よく話し合えば必ずわかって頂けるものと信じ、各支部長はいっそうの努力をして頂きたいのであります⁽²⁴⁾

このように、同盟は結成当初、「主義主張が違う」ことにより、全療養所における朝鮮人団体による参加ではなかったことがわかる。

2) 「同盟」の名称統一に向けて

1961年6月18日に発行された『同盟支部報』第2号には「同盟」の名称に関する議案があがっている。朝鮮半島が朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国の成立により、日本社会の在日組織においても総連と民団に分けられ、その対立構造は療養所内にも広がった。名称問題はそうした問題が表面化したものである。復生支部長(神山復生病院)甲斐としおから、「在日朝鮮人韓国人ハンセン氏病患者同盟」という名称に対し、「一部の同胞にある種の抵抗感を与えるばかりでなく、悪意を抱く者が故意に同盟に政治的レッテルをはろうとする時に都合のよい口実にされる恐れがあります」⁽²⁵⁾と名称をそのまま使用することに対し、危惧を抱くという意見が出された。そして、甲斐は「同胞なら誰でも政治的疑惑なしに加盟でき、誰にも親しまれ、外部からも誤解を招く恐れのない清新名称に改めた方がよいと思いますが如何でしょうか」と提案している。これに対し、本部の意見として復生支部からは具体的な名称の提示がないが、この名称を変える必要があるかどうかを各支部にはかり、必要がある場合は改めて名称を募集した上で決定したいとする意見を述べている⁽²⁶⁾。

以上のように、南北の対立が望む望まざるに関わらず、園内に及んでいたことがわかる。そうした対立について、甲斐の「政治的疑惑なし」という言葉に表れるように本国の分断状況に左右されず、同胞同士が友好的に交流し、周りからも親しまれるような組織にしたいという思いを持つ入所

(23) 前掲、『友愛会二十年史』41-42頁。

(24) 『在日朝鮮人ハンセン氏病患者同盟支部報』(第1号、1961年5月20日)。委員長星政治による記述。

(25) 『在日朝鮮人ハンセン氏病患者同盟支部報』(第2号、1961年6月18日)。

(26) 同前。

者は決して少なくはなかったのではないかと考えられる。

一方で邑久光明園では『同盟支部報』（第25号、1961年11月8日）に「光明園の分裂問題について」として取り上げられるほど、問題化していった。委員長である星政治は統一のきざしが見えない光明園同胞団体の状況を受け、次のように述べている。

これは単なる私達療養所の問題でなく、全民族の中に築いている三八度線を消さない限り私たちの祖国の統一も考えられないことなのでしょう。がしかしそして他の國の療養所にて圧迫のもとに生きている私たちだけでもお互いにいがみ合う心を捨てたいものです。⁽²⁷⁾

星は全国約700名の朝鮮人入所者に向けて、「いがみ合う心を捨てたい」と互いに友好関係を築くよううながしている。この発言の背景にはこの時期に開催されようとしていた日韓会談があった。同日発行の『同盟支部報』（第26号、1961年11月8日）には「我々ハ氏病患者の存在と云うものはやゝもすると見落とされる恐れがあるのです。とにかく我々は悔のない万全をきしていく必要性を感じるのです。そのような意味からも、この際我々の取るべき手段として第一に各支部から左記六ヶ所へ陳情書を取り急ぎ提出願います。」と述べられ、日本の療養所で生活するほかない在日の法的地位について保証するよう求める陳情書の提出を全国の同胞に強く訴えている。

さらに1961年12月15日発行の『同盟支部報』第28号には、「本同盟の主旨目的は、我々病友の生活擁護と、他国における同胞が相助け合い、親睦を深めていくことにあるのは、改めて茲に申し上げる必要もないと思います。従って、同盟の代表たる者の任務も、その主旨目的に添って忠実であれば、一応責任も果すことになると私考致しております」と改めて前置きした上で、「北と南の距離をいやが上（ママ）に引き離し、底知れぬ谷間へ自ら飛びこまんとするのが、韓日会談の将来かに

思えてなりません。これは心ある私たち同胞が、それぞれに胸を痛めていることに違いありません」というように、二つに分かれた祖国によって在日同胞も分裂してしまうことの苦惱が表れている。追記部分にも「我々同盟員は個人の思想から離れて中立の立場から団結を求めるのが主旨であります」とある。このように同盟本部は何度も「中立の立場」であることを表明しなければならないほどに、分断による入所者間の溝が深まり、同盟本部の立場が常に問われる状況にあった。

1962年5月1日の『同盟支部報』33号では、光明園の同郷会が正式加入したことと、私立療養所の神山復生病院にある復生支部が駿河支部に合併（会員5名）したことが報告されているが、星塚敬愛園の同友会24名、邑久光明園の韓国互助会約50名、長島愛生園の韓国同志会約30名が未加入であることを伝えている。その内の星塚については、今後加入の見込みがあるとする一方、邑久、長島の場合は実に複雑な要素を含ませているとし、同団体を「各支部と同じく取り扱ってまいりましたが、目下のところ協力はおろか、別紙の通り同盟を中傷するが如き行為にてております。別紙民団本部の問題と併せて今回はわれわれ同盟としても、今後の取扱いを考えたいと思います」と厳しく言及している。

同盟を中傷するという件は、民団からの慰安金を平等に配分しなかったという誤解からくるものであったが、その件によってもさらに分断の溝が深くなっていたのである。

一園につき二つの支部を認めるか否かという議論は、1962年6月20日から24日まで長島愛生園で開催された「同盟」の第二回支部長会議で展開された。「同盟第二回支部長会議記録」によると、二つに分かれている長島愛生園は「認めてよい」としているが、栗生、菊池、東北の代表は「単一にすべきだが支部内の事情によって考へてもよい。同盟基本方針によって結論を出す」との意見を出している。このように一本化することが前提ではあるが、支部の分断はやむを得ないとする考えが示された。結果、長島愛生園、邑久光明園内

(27) 『在日朝鮮人ハンゼン氏病患者同盟支部報』（第25号、1961年11月8日）。

の朝鮮人団体は二支部のまま継続することとなつた。

同胞の会分断について、その後も同盟本部より『同盟支部報』において長島愛生園の親和会、韓国人生活を守る会と、邑久光明園の同郷会、韓国人互助会に向けて統一を呼びかけている。

1964年6月10日の『同盟支部報』72号には「悲しむべき事実がある」とし、次のように同盟の結束を促している。

今更いうまでもありませんが、過去何回かに亘り、もう言い尽くされている如く、われわれ同盟は思想的なものを超越し、全員の福祉増進が目的でありますので、人間愛に於ては何ら変らぬという観点に立ち、この際、共に手を取り合って中央にぶつかり、目的達成のためにたたかいたいと思いますので、何とぞこの点をご承知ください

その後も、療養所によっては依然として南北支持者の対立は深刻であった。1965年6月10日『同盟支部報』85号によると、そうした状況に対し同盟本部として、政治色を出すことによって全体が分裂することを危惧している。「現在の同盟の在り方が必ずしもすっきりしたものでないことは各支部とも十分承知していることであり、これを無理にすっきりしたものにしようとすれば、同盟が三つにも四つにも分裂することは必至です。政治色をはっきり出せば当然となる訳ですが、分裂すれば少なくとも現在よりは我々同胞は惨めな状態になることは目に見えております。その意味からも親睦団体的なものではあるが、現状では現行のまま進むより仕方がないのではないかと思います」との見解を委員長の金哲元は出している。

翌年1966年には書面会議で「全同胞患者の統一について」として再び検討されることとなつた。1966年3月31日の『同盟支部報』93号を見ると、邑久と長島には同盟に加入していない「互助会」と「同志会」があり、この二つの会で「韓国人生活を守る会」を作っていることに対し、「同じ同

胞でありながら、せまい療養所で、別々の団体を組織し、運動してゆくことは、あらゆる面から見てもマイナスであり不幸なことであります」としている。

そして、「本部としては機会あるごとに、全同胞患者の全国組織である同盟へ加入してもらえるよう呼びかけていますが未だ実現をみておりません」とした上で、「本年はなんとか全同胞が団結できるよう努力いたしたいと思います」と述べ、両団体への統一努力をうながしている。

年金による経済格差は正運動や出入国管理体制への積極的な運動を展開するため、療養所内の在日朝鮮人運動をまとめる必要があった同盟支部はたびたび、統一をうながしていることがわかる。

それでは二支部を抱える療養所の朝鮮人入所者同士はどのような様子であったのだろうか。長島愛生園入所者の秋洪淇は次のように当時を振り返る。

権友会（北と南を一つにした組織）が出来るまでは、それはもう大変でした。道で会ってもお互いにふり向きもしなかった。永住権問題あったでしょ。その時にある朝鮮人が永住権取れ取れといってこまめに動いた。永住権ないと韓国へ行かれへん。これだけいい時代になったのに、親や兄弟のこと考えたら、北のん（を：筆者注）もっていたら迷惑かかる、いうような話が入りびたった。⁽²⁸⁾

本国の分断だけではなく、日韓基本条約によって日本との関係間でも分断状況が生み出され、入所者間のさらなる対立やそれによる不安と諦念感が朝鮮人入所者に大きく広がった。

園内の在日同士の南北支持者の対立が深まる中、秋は一軒一軒まわり、在日同胞への説得を行つた。その時のことを秋は次のように語る。

…私が頭を下げて一軒一軒まわった。始めのうちは何か秋がきとったなあとぐらいしか思わなかった。しかしやはり死んだ時ぐらいは

(28) 秋洪淇、泉谷明、金斗錫「座談会 一人間として— 長島愛生園を語る」（『民衆の喊声、民族の絶叫3』七四書房、1980年）63頁。

ええ気持ちで送ってやろうや。故国に返してやろうやないか。不自由な人、どうするんや。永住権もうて（もらって・筆者注）飛行機乗つていけるやなし、ベッドの上で死にかけやんか。友達の人はだれだれおるんや、やっぱりみんな友達やんか。同胞やんか。会を作ったからというても、北でも南でもなんでもいいやんか。お通夜だけでも一緒にしようや⁽²⁹⁾

秋のこうした言葉から、療養所内の同胞同士の分断がいかに生活の中で暗い影を落としていたのかがわかる。「みんな友達やんか。同胞やんか」、「北でも南でもなんでもいいやんか。お通夜だけでも一緒にしようや」という言葉からは、祖国から遠く離れ、隔絶された療養所で生きていかなければならぬ朝鮮人同士、せめて手を取り合って生きていきたいという切実な思いが伝わる。

長く分断状況であった邑久光明園の二つの団体が統一するに至ったのは1970年代に入つてのことであった。

1971年1月19日発行の『同盟支部報』第129号には、「光明園互助会の同盟加入について」と題し、次のように光明園の二つの団体の統一について記している。

支部報第一二七号にてご案内の通り、邑久支部はさきに解散しておりましたが、その後、関係者の積極的な努力と熱意により、韓国人互助会と旧朝鮮人同郷会が統一への実を結び、名称も互助会と改められ、正式に同盟加入の申し入れがありました。この件につき、本部としましては第四、第五支部長会議の確認事項であることでもあり、この申し入れを承認したいと思います。各支部におかれましてはそのように御諒解くださるよう願います。

本国の分断状況は狭い療養所内にも深い分断を及ぼした。「同盟」会長も務めた金奉玉は、「同盟」

名称の最終決定について次のように回顧している。

同盟結成当初は、在日朝鮮人・韓国人ハンセン病患者同盟と云つたが、これも幾つかの園に於て祖国が南北に分断されている国情と共に、療園の同胞も二分し、水面下にあっていがみ合っていた。これを打開すべく1972年に長島愛生園で第六回支部長会議が開かれた。この期間中各代表は真剣にこの問題に取り組み、ようやく療園同胞の南北統一にこぎつけたのだが、やはり問題の名称にこだわる者も多く、長時間協議の結果、双方の歩み寄りによって名をすて実をとる形で名称は外国人ハンセン病患者同盟となつた次第である。⁽³⁰⁾

ようやく「外国人ハンセン病患者同盟」として決着したかと思いきや、最終解決はさらにその20年後を待たなければならなかつた。再び名称の問題が浮上し、第七回支部長会議において最終的に「在日韓国朝鮮人ハンセン病患者同盟」となつた。名称問題は1990年代に入り、ようやく解決に至つたのである。しかし、依然として祖国は分断状態にあり、朝鮮人入所者の悲願が届く日はまだ遠い。

おわりに

以上、述べてきた通り、在日朝鮮人患者・回復者の生き方は、らい予防法によってだけではなく、在日朝鮮人であるがゆえに出入国管理体制下の中で、さらなる制限を強いられることとなつた。1947年5月2日には「日本国籍」保持者であるにも関わらず、最後の勅令として出されたポツダム勅令207号「外国人登録令」により、再び国籍選択の自由も与えられず、「外国人とみなす」者と一方的にされ、義務は課されても権利を得ることはできなかつた。1948年8月、9月に戦後の冷戦体制下で相次いで成立した祖国の南北分断国家は、多くの在日朝鮮人と同様、療養所内の在日入所者を失望させた。さらにその南北対立が決定的となつたのが、1950年に勃発した朝鮮戦争であり、

(29) 同前、63頁-64頁。

(30) 金奉玉「在日韓国・朝鮮人ハンセン病患者同盟」に至る変遷」（『多磨』第846号、1992年）27頁。

その対立は狭い療養所内にも及ぶことになってしまう。

1959年12月、全国のハンセン病療養所に入所する朝鮮人組織である「在日朝鮮人・韓国人ハンセン氏病患者同盟」は、「ハンセン病を患った同胞700人の親睦をはかり、国民年金法施行以来強いられてきた民族的、経済的差別に対し、自らの生活と福祉を守るため団結し、統一した運動を進めるため」に結成されたが、いくつかの療養所では「祖国の分断による一時的な思想対立」が起こることとなる。組織名においても、長年にわたり議論が続き、最終的に決着をみたのは1990年代に入ってからであった。

出入国管理体制、日本における法的地位、南北分断国家体制下での対立構造、そして、らい予防法下の規制は在日朝鮮人入所者自身の自助努力のみで解決できるものではなかったのである。